

—— 特集 ——

特別座談会 交通損害賠償の現在とこれから

未成年者の法定監督義務者の責任

——名古屋地判令和5年8月28日交民56巻4号1098頁

——神戸地判令和5年6月16日交民56巻3号739頁

東京地裁民事第27部
報告者 **大野真穂子** Mahoko Oono
※肩書は令和8年3月現在のもの

I 事件の概要

1 検討対象裁判例と関連裁判例の紹介

藤村：2件目は、名古屋地裁令和5年8月28日判決です。神戸地裁令和5年6月16日判決と比べて、責任能力のない未成年者の法定監督義務者の責任について、まず報告をお願いします。

大野：改めまして、東京地裁民事27部の裁判官の大野と申します。どうぞよろしくお願いたします。本日は、今ご紹介にありました名古屋地裁令和5年8月28日判決（以下「本件裁判例1」という。）、それから、神戸地裁令和5年6月16日判決（以下「本件裁判例2」又は「ドッジボール事件」という。）を題材に、未成年者の親権者の責任について議論をさせていただきます。

報告の内容として、まず本件裁判例1、本件裁判例2と、それと関連して、最高裁の平成27年4月9日判決（民集69巻3号455頁、以下「27年判決」又は「サッカーボール事件」という。）の概要を紹介します。次に、これらと関連して、民法714条の構造等について検討し、関連して、交通事件でよく問題になる過失相殺についても簡単に触れた後、本件裁判例1、本件裁判例2とは少し離れるのですが、未成年者に責任能力がある場合の、親権者の責任についても裁判例

などを紹介しようかと考えております。

早速、本件裁判例の1と2と、27年判決の概要の紹介ですけれども、まず本件裁判例の1と2に簡単に触れた上、27年判決にいきたいと思います。

本件裁判例の1は自転車で走行している8歳の未成年者の事故の話でして、相手も自転車ですけれども、被害者のほうの過失もそれなりにある事案で、過失割合は、被害者95、未成年者5という程度の、全体的に未成年者の過失割合が低いような事故だったようです。親権者の母親である被告の免責については、一般に見通しの悪い交差点の走行方法について指導監督する必要があるし、また、本件事故直前においてもその指導監督が必要だったとした上で、被告は、未成年者に対し、信号機に従うこと、見通しの悪い場所では徐行することなど、交通ルールを日常的に指導して、未成年者の子もこれに応じて赤信号では必ず止まるようにするなどをしていたと認められるが、これを超えて見通しの悪い交差点に進入する際に出合い頭事故が起こらないように左右を確認するよう指導していなかったということで、最終的には免責を否定したという事案になります。

本件裁判例2は、10歳の未成年者が二人で公園でドッジボールをしていたという事案です。片方の加害者が投げて、片方が避けて、そうしたら、ボールが道路のほうに転がって行って、